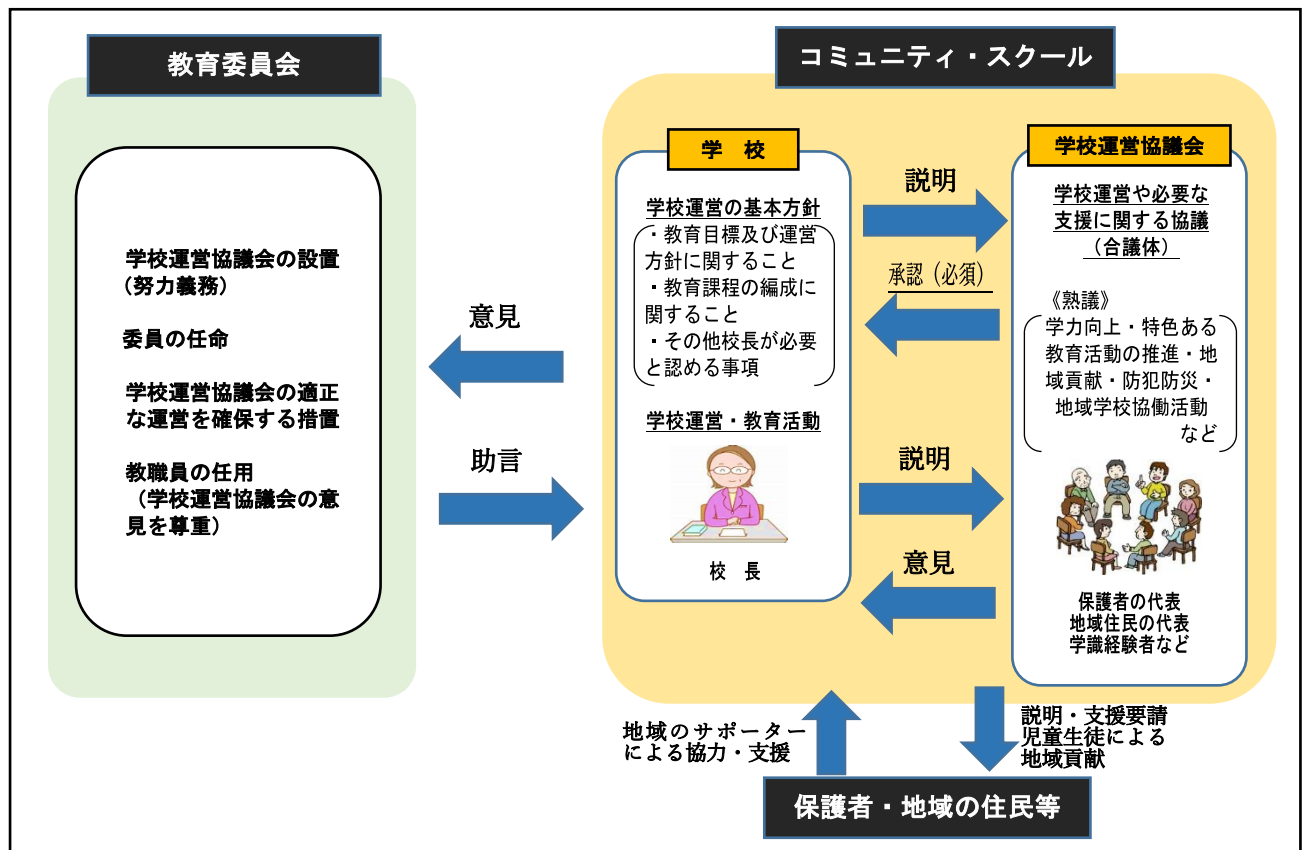


## 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について

広島市では、平成13年度から、全市立学校に「学校協力者会議」を設置し、学校・家庭・地域の連携・協力を図ってきましたが、こうした連携・協力をより一層充実させるため、令和2年度から一部の学校に「学校運営協議会」を設置するコミュニティ・スクールの導入を開始し、令和4年度、全ての市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校をコミュニティ・スクールとしました。

### 1 仕組み

学校運営協議会は、教育委員会により任命された協議会の委員が、「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを学校と共有し、一定の権限をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関です。



### 2 主な機能

(1) 学校の運営及び学校運営への必要な支援についての協議

- ア 学校運営に関する基本方針の承認（必須）
- イ 学校運営に関する事項についての意見の申出
- ウ 職員の配置に関する事項についての意見の申出

(2) 学校運営に関する評価

### 3 運営

学校運営協議会を年間4回程度開催し、学校運営及び学校運営に必要な支援について、年間を通じて計画的に協議します。

年間計画（参考例）

4月 第1回 学校運営協議会	○任命書及び職務内容等説明書の交付 ○基本的な方針の確認 ○学校運営に関する議論
8月 第2回 学校運営協議会	○学校運営に関する事項についての意見の聴取 ○学校運営への必要な支援についての協議
10月 第3回 学校運営協議会	○学校評価（中間評価） ○職員の配置に関する事項についての意見の聴取
2月 第4回 学校運営協議会	○学校評価（年度末評価） ○今年度の学校運営に関してのまとめ ○次年度の学校運営についての意見の聴取 ○次年度の基本的な方針の承認